

建設工事・解体工事をされるみなさまへ

— 近隣とのトラブルをなくすために —

川崎市環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当

電話(直通) 044-200-2525

FAX 044-200-3922

e-mail 30hozen@city.kawasaki.jp

ホームページ
アドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-2-0-0-0-0-0-0.html>

建設・解体工事を実施する際には、周辺の住民の方と事前に十分話し合い、工事についての理解を得られるように努めるなど、工事公害の未然防止に御協力ください。

また、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業については、事前の届出を怠らないように注意してください。

■ 事前の周知等

- ・建設・解体工事を実施する前に、騒音・振動の影響が予測される範囲の住人等に対して、工事計画、概要などについてあらかじめ十分な周知をしましょう。
- ・周辺の状況を事前に把握し、必要に応じ家屋調査等の実施を検討しましょう。
- ・周辺住民等から工事計画、概要などについて説明を求められた場合、十分な説明を行いましょう。
- ・工事に伴い著しい騒音振動が発生すると予測されるときは、あらかじめ周辺住民等への周知を行いましょう。



■ 作業時間及び休日における作業

- ・日曜日その他の休日に、著しい騒音振動が発生する作業を行わないよう配慮しましょう。
- ・早朝及び夜間に、著しい騒音振動が発生する作業を行わないよう配慮しましょう。

■ 騒音振動工事公害の防止

- ・騒音及び振動のより少ない工法、作業方法を採用しましょう。
- ・建設機械に極力低騒音・低振動なものを採用し、点検整備を徹底しましょう。
- ・建設機械の同時使用を少なくし、その配置を可能な限り周辺住宅等から離しましょう。
- ・防音パネルや防音シートなどを設置し、更なる騒音低減に努めましょう。
- ・作業者への教育及び指導等を行うことにより、騒音振動の低減に努めましょう。
- ・現場管理に十分留意し、作業時間に配慮しましょう。
- ・過度な車両の集中が発生しないよう配車計画に十分留意しましょう。
- ・法定速度を厳守し、過剰な積載をしないことなどについて、運転者等への指導及び教育を徹底しましょう。
- ・出入口等にアイドリングストップ等の標識を設置し、運転者等に対し短時間の駐停車時にも極力エンジンを停止させるなど周知徹底しましょう。

◇特定建設作業の種類

騒音規制法	振動規制法
<p>1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く。）</p> <p>2. びょう打機を使用する作業</p> <p>3. さく岩機(電動を含む)を使用する作業（＊）</p> <p>4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）</p> <p>6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業</p>	<p>1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</p> <p>2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>3. 舗装版破碎機を使用する作業（＊）</p> <p>4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（＊）</p>

（＊）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

◇特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号、2号	85デシベル以下	75デシベル以下
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと	
	2号	14時間／日を超えないこと	
作業日数	1号、2号	連続6日を超えないこと	
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日でないこと	

（注）基準値は特定建設作業場所の敷地境界線での値。

◇区域の区分

1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
2号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

「特定建設作業実施届出書」の記載例 【※他都市の届出様式を使用しないでください】

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

川崎市長

届出者 住所 川崎市川崎区〇〇町1-1-1
氏名 ○〇建設株式会社 代表取締役社長 川崎 一郎
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)
電話番号 044(000)0000

令和2年4月1日

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○〇マンション新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建て共同住宅			
特定建設作業の種類 (該当欄に印(☑)を入れてください)	<input type="checkbox"/> くい打機、くい抜機又はくい打くい抜き機 (アースオーナ併用を除く) <input checked="" type="checkbox"/> さく岩機(ブレーカーなど) <input type="checkbox"/> 空気圧縮機(さく岩機の動力として使用する作業を除く) <input type="checkbox"/> バックホウ(低騒音型('97基準値)のものを除き、 原動機の定格出力が80キロワット以上のもの) <input type="checkbox"/> その他()			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレーカー(○〇社製) XXX-YYY 1台			
特定建設作業の場所	川崎区〇〇町2-2-2			
特定建設作業の実施の期間	自 令和2年6月1日 至 令和2年7月31日 61日間(休業日を含む全日数)			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	1日の実働時間
	自 8時	至 17時	(日・祝日除く) 52日	8 時間
騒音の防止の方法 (該当欄に印(☑)を入れてください)	<input type="checkbox"/> 低騒音型機械の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 連続作業を避ける <input type="checkbox"/> その他()			
<input type="checkbox"/> 防音パネル、防音シートの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間を最小限にする				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	東京都大田区〇〇町1-1 東京 花子 電話番号 03(0000)0000			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○〇マンション新築工事現場 責任者 中原 二郎 電話番号 (000)0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都世田谷区〇〇町2-2-2 株式会社 ○〇工務店 代表者 高津 三郎 電話番号 03(0000)0000			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○〇マンション新築工事現場 責任者 宮前 四郎 電話番号 (000)0000			

届出者は特定建設作業を実施する元請業者とする。

法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為と見なされるもの、例えば社長、支店長、支社長等(現場管理者の個人名義の場合は代表者等からの委任状を添付すること)をいう。

共同企業体の場合

共同企業体の名称を記入の上、代表会社の所在地、名称、代表者名を併記すること。

(例) 甲・乙・丙建設共同企業体
代表者 ○〇市〇〇区〇〇町0-0-0
甲建設株式会社
取締役社長 多摩 五郎

○〇ビル工事、○〇学校新築工事等の工事名を記入する。

○〇ビル、RC6階建て本社事務所等の工事を行う施設、工作物を具体的に記入する。

該当する作業に印を入れる。

期間中の全日数(休業日を含む)を記入する。
また、添付書類の工程表と整合させること。

該当する防止の方法に印を入れる。

法人の場合は、代表者の氏名を忘れずに記入する。
下請負人がいない場合は、空欄とする。

添付書類

- 1 当該特定建設作業の実施場所の付近の見取り図
- 2 建設工程の概要を示した工事工程表
(特定建設作業の工程を明示したもの)
- 3 許可書の写し(警察署の道路使用許可条件等で、夜間及び日曜日・休日に作業をする場合)

注意事項

- 1 特定建設作業が開始した日に終わるものは、届出は不要です。
- 2 届出書は、作業開始日の7日前までに(届出日と作業開始日の間を7日間空ける)提出する必要があります。
- 3 届出書の正本1通とその写し1通の合計2通を提出する必要があります。
- 4 対象場所が工業専用地域である場合は、届出は不要です。
- 5 届出書の様式は、川崎市ホームページから入手できます。